

# 富山海区漁業調整委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和2年12月17日(木) 午後1時30分から午後3時00分  
場所 森林水産会館 33号室

## 2 出席委員

油本憲太郎、大西武彦、高松賢二郎、濱田清人、坂田博美、大浦清和、  
車正利、上野佳弘、森本太郎、網谷繁彦、三國嘉彦、奥井聰、柴田敏秋、  
尾山一雄、  
(欠席委員：大浦清和)

## 3 議長

議長：大西武彦

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の  
規定に基づき、当委員会は成立

## 5 議事録署名委員の指名

坂田博美、車正利

## 6 県職員

矢野課長、小善漁政係長、北川主任

## 7 事務局職員

渡辺事務局長

## 8 付議事項(議題)

(1) 富山県資源管理方針(まあじ、まいわし)の変更及び知事管理漁獲可能  
量について(諮問)

県から、別添資料1により、令和元年12月16日付け水漁第514号及び513  
号で諮問のあった「富山県資源管理方針の変更」及び「知事管理漁獲可能量」  
について説明が行われた。

令和3年1月1日から「まあじ」「まいわし」のTAC管理が始まることから、  
本県のTACと資源管理方針を定める必要があること、また、魚種ごとの知事管  
理漁獲量は毎年定めることとなり、まあじは「現行水準」と決められ、現状の  
漁獲努力量(定置免許統数)を増やさないこと、一方、まいわしは、6,700ト  
ンと数量明示された旨の説明が行われた。

さらに、まいわしについては、管理年度途中で留保枠からの再配分があった  
際には、海区委員会での議決を経ずに、配分が受けられるよう手続きの簡略化

が図られたことが報告された。

網谷委員から、本県でのズワイガニの底曳網及び刺し網での漁獲のルールについて、漁業者と県との間で認識にズレがあるようなので、県から底曳網協議会と富山市漁協に対して文書で回答をもらいたい旨、依頼があった。

この他質問等はなく、県からの諮問について、委員会として資料 1-1 及び資料 1-2 のとおり「異議なし」として答申することが承認された。

#### (2) 海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（くろまぐろ）の変更について（諮問）

県から、別添資料 2 に基づき、国からくろまぐろ小型魚の追加配分（譲受）があり、盛期となる本年の 12 月末までに県下各海域へ配分したいため、県計画の変更案について諮問するものである旨説明があった。

委員からの質問等はなく、県からの諮問について、委員会として資料 2-1 のとおり「異議なし」として答申することが承認された。

#### (3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）

事務局から、資料 3 に基づき、概要説明があった。

網谷委員から、太平洋クロマグロの沿岸漁業はこれまで届出制となっていたが、令和 3 年 4 月以降は承認制に移行すると聞いている。許可する漁船隻数にも上限があるらしいが、県の方に情報はるか、という質問があり、県から、国が検討中であることは聞いているが、いつまでに移行するかなど、具体的な話は聞いている。今後は漁獲実績が必要となるであろうが、県内で承認を受けている漁船、漁業者は引き続き承認を維持できるようにしたいと考えている、と回答があった。

#### (4) その他

県より、前回の委員会で河合委員からの、県内の漁獲量のうち何割を T A C 管理しているか、という質問に対して、過去 10 か年の県内の魚種別沿岸漁獲量のデータ（別添資料）を示して、平年値でみると T A C 管理されている魚種は県全体漁獲量の 4 1 % であることが説明された。

県より、次期海区漁業調整委員会の委員の公募が 12 月 18 日から始まり、県のホームページなどでも閲覧できることが報告された。

網谷委員から、従来どおりの委員の決め方では、なかなか決まらないことも予想されるので、立候補者や推薦者等が定員を超えた場合の選任方法は準備されているか、また、定員を増やすことは考えられないのか、という質問があり、県から、候補者評価委員会を設置し、意見を求めるとともに、必要に応じて現海区委員の方々の意見を聴くこととしている、また、全体の委員数は変えられ

ないが、各選任区分の人数で調整することも考えられる、と回答があった。

油本委員から、くろまぐろの県内での配分方法は過去の漁獲量に基づくものであるが、いつまでも平成 22 年から 24 年までの地区別の漁獲量割合で決められているというのは、不公平感がある。漁獲割当が少ない地区では、追加割当があってもいつまでも少ないままであり、これを見直すことはできないか、さらに、3 月の海区委員会で次年の配分案が示されるだろうが、それまでに県から何も情報や説明が無いと困るので、配分を決める前には別途十分な協議をお願いしたい旨の意見があった、

森本委員から、氷見地区では漁獲量割当も多いが、枠を超えないように放流しているくろまぐろは相当な量になっている、と意見があった。

網谷委員から、追加配分された分は県で留保して枠を超えそうな地区に配分するとか、県内の地区間で融通してはどうか、という意見があった。

車委員から、黒部地区の定置網が 1 ケ統、魚津地区の定置網が 5 ケ統あるが、この割合からすると、魚津地区への割当は少ないように思う、という意見があった。

県から、割当ての多い地区では、相当数量の放流を余儀なくされている状況にあり、不公平であるとは考えていない。国が決めた各地区の過去の漁獲量に応じた配分方法以外に方法はないのではないかと考えている。国の支援として、漁獲物を放流した際には、その量に応じて最大 100 万円の助成が受けられる制度もあるので、有効活用をお願いしたい。

海区委員会の場でくろまぐろの漁獲配分を決めることはできないので、この件については、別途会議等を設定することを考えたい、と回答があった。

#### (5) 次回委員会について

次回の委員会は、令和 3 年 3 月 18 日（木）13:30 より、森林水産会館 33 号室で開催することに決定した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和 2 年 12 月 17 日

議長

署名委員

署名委員